

奈良時代の鬼面文鬼瓦

——瓦葺技術からみた平城宮式鬼瓦・南都七大寺式鬼瓦の変遷——

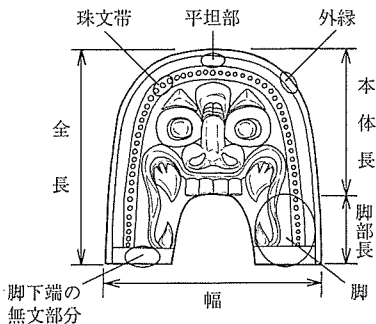
岩 戸 晶 子

【要約】 現在までの瓦研究は軒瓦を対象とすることが多く、瓦当文様や製作技法の分析が主流を占めてきた。そのため、「屋根に葺く」という瓦本来の用途を意識した研究は少なく、棟や妻など屋根の細部において瓦葺技術と深く関わる道具瓦の研究はほとんどない。特に鬼瓦は棟との関係の深さから、瓦葺技術の水準が表れやすい。本稿では、奈良時代に平城宮とその周辺寺院で使用された平城宮式鬼瓦と南都七大寺式鬼瓦を取り上げ、鬼瓦を固定する際に重要な抉りの形態と、鬼瓦の大きさが、棟の種類や規模に対応しているという視点で検討し、変遷を明らかにした。この結果を踏まえて、当時の屋根構造や瓦葺技術について考察し、鬼瓦の形態と製作技術が、造営組織の拡充を背景としながら奈良時代を通じて段階的に改良し続けられていたこと、とりわけ、匱で製作するという制約のある鬼瓦を異なる棟の種類や規模に合わせて据えることが志向されていた状況を具体的に明らかにした。

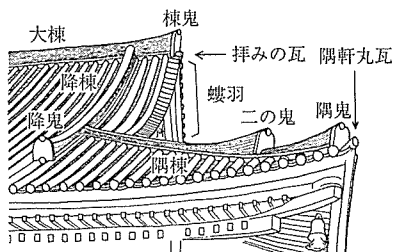
史料 八四卷三号 二〇〇一年五月

はじめに

瓦葺屋根は、仏教寺院建築の一部として日本へもたらされた。飛鳥寺の造営がその嚆矢である。瓦葺屋根を仕上げるには、瓦生産のための「造瓦技術」と屋根仕様のための「瓦葺技術」という二つの技術の情報とともに不可欠である。「瓦葺技術」が、「造瓦技術」やそのほかの建築技術と同様に、寺院造営に必要な技術体系の一つとして受容されたものであ



第2図 鬼瓦の各部名称



第1図 屋根の各部と鬼瓦の据え位置

ることは強調しておきたい。

飛鳥・白鳳時代と奈良時代の^①宮殿や寺院、あるいは大宰府や多賀城を含む官衙遺跡などから出土する多量の瓦についての分析は、該期の考古学的研究の中で大きな比重を占めてきた。しかし、これまでの瓦研究は年代論や造瓦技術論が主流を占め、軒瓦の瓦当文様や製作技法の検討が中心であった。したがって、「屋根に葺く」という瓦本来の用途を意識した研究は非常に少なく、ごく稀に、現代の造瓦もしくは本瓦葺に従事する職人や建築史の研究者がそうした視点からアプローチを試みているに過ぎない。本稿では、考古学的見地から「屋根に葺く」ということを念頭において、瓦を検討することによって、新しい瓦研究の方向性を探りたい。

屋根は丸瓦・平瓦と軒瓦を葺く「地」と、二つの屋根面が交わる「棟」とからなる。棟には、①屋根の頂上に水平に横たわる大棟、②屋根の四隅にある隅棟、③大棟から発し隅棟基部を経て、屋根の斜面に沿って伸びる降棟の三種類がある(第1図)。道具瓦には鬼瓦・鴟尾・熨斗瓦・面戸瓦・雁振瓦など様々あるが、いずれも棟に関わる部分に用いる。屋根面が交わる棟は平瓦・丸瓦では覆うことができないので、雨水の浸入を防ぐために熨斗瓦を数段積み上げ、さらに頂部に雁振瓦を置いて塞ぐ。棟の瓦積みは、雨仕舞や地との収まりなどを考慮しなければならぬので複雑な構造をとる。そのため、地よりも構築作業(以下、棟積みと呼ぶ)に高度な技術を要する。したがって、棟には瓦葺技術の水準が反映されやすいといえる。しかしながら、現存しない建物の棟の構造や棟積み方法を考古学的に直接知ることは

不可能である。そこで、雨仕舞のために棟端を塞ぐ鬼瓦^④にはその棟との関係の深さゆえに瓦葺技術の水準が反映されていると考え、本稿では道具瓦の中でも鬼瓦を検討の対象とする。特に奈良時代の鬼面文鬼瓦のうち、畿内中樞で創出・使用された平城宮式鬼瓦と南都七大寺式鬼瓦を取り上げ、「異なる屋根構造や棟に安定して固定するにはどうするか」、「異なる大きさの棟端をどう塞ぐか」という技術的視点から検討する。なお、鬼瓦の各部名称については第2図を参照されたい。

① 六世紀末から七世紀前半を飛鳥時代、七世紀後半を白鳳時代、八世紀を奈良時代とする。奈良時代については、八世紀前半を奈良時代前期、八世紀中葉を奈良時代中頃、八世紀後葉を奈良時代後期とする。

② 降棟は二つの屋根面の交わる部分にあたらぬようにみえるが、野地がない平安時代以前の屋根では蝶羽と地という二つの屋根面の境界にあたる。

③ 古代においては丸瓦が雁振瓦として利用されたと考えられているが、ここでは地に葺かれる丸瓦と区別するために「雁振瓦」の語を使用する。

第一章 研究 史

これまで行われてきた古代鬼瓦の研究の視点は四つに大別できる。すなわち、①鬼瓦の集成、②図像に関する検討、③製作技術に関する検討、④鬼瓦の固定など実用的要素に関する検討である。

鬼瓦の集成 『天平地寶』〔帝室博物館一九三七〕以降、現在まで古代の鬼瓦を集成し、図像を主な指標にして分類・概観する作業は度々行われている〔稲垣編一九七一・一九九〇、山本一九九八〕。

図像に関する検討 小杉一雄氏・近江昌司氏は鬼神の全身が表される鬼瓦を取り上げた。小杉氏はその図像の起源を中国・六朝時代の神像に求めた〔小杉一九三八〕。一方、近江氏はその起源を中国・南北朝時代や朝鮮・三国時代に求め、この意匠が日本では平城宮造営時に創出されたと考えた〔近江一九六四〕。また、近江氏は伯耆・駄経寺廃寺出土の手足を表

表1 平城宮式鬼瓦と南都七大寺式鬼瓦の編年観

時期	平城宮式	南都七大寺式
I期	708～721年	I式A・B ₁ ・B ₂
II期	721～745年	II式A ₁ ・A ₂ ・B ₁ ・B ₂ 、IV式A・B
III期	745～757年	III式A・B、V式A・B
		I式A・B ₁ ・B ₂
		II式、IV式A・B ₁ ・B ₂
IV期	757～770年	VI式A・B
		III式・V式A・B

す鬼面文鬼瓦を挙げ、統一新羅の鬼瓦との類似を示し、その祖形を隋・唐時代の鎮墓獸に求めた〔近江一九六七〕。井内潔氏は鬼瓦の出現経緯を中国の明器から考察し、朝鮮・日本の蓮華文鬼瓦を概観した〔井内一九七〇〕。山本忠尚氏は鬼瓦の珠文や鬼面文鬼瓦の舌を出す意匠について起源を考察している〔山本一九七九・一九九五〕。

鬼面の文様を総合的に検討した井内古文化研究室編になる『鬼面紋瓦の研究』では、中国・朝鮮・日本の鬼面文や、朝鮮の鬼面文鬼瓦〔井内一九六八〕・日本の鬼面文鬼瓦〔石田一九六八〕が論及の対象となった。特に、石田茂作氏は鬼面文鬼瓦を分類し、「七大寺式」「大宰府式」などの分類は後述する毛利光分類の素地となった。さらに、鬼瓦初現期にあたる飛鳥時代の蓮華文鬼瓦は方形、白鳳時代の蓮華文鬼瓦は方形ではあるが上辺が緩く弧を描く角形に、奈良時代の鬼面文鬼瓦ではアーチ形をとるといふ、外形の変遷を示した。

毛利光俊彦氏は、古代の鬼面文鬼瓦のなかでも畿内中樞と大宰府で創出・使用された鬼瓦を取り上げ、「平城宮式」「南都七大寺式」「大宰府式」に大別し、それぞれを図像によって細分して型式設定するとともに、相伴遺物や窯出土資料、文献から得た造営年代などを基に編年した〔毛利光一九八〇〕。毛利光氏によれば、まず奈良時代前期に律令体制の根本を支える平城宮や大宰府の造営に伴う平城宮式・大宰府式の鬼面文鬼瓦の創出を契機として、鬼面文鬼瓦が畿内及びその周辺と九州全域に広まった。奈良時代中頃に、平城京内を中心とした寺々で南都七大寺式鬼瓦の製作が始まり、奈良時代後期には寺院独自の鬼瓦として定着・普及していったという。毛利光論文は、奈良時代の律令体制の中樞や大寺院で創出、使用された鬼面文鬼瓦についての年代論を展開し、細分と系統を論じた研究とし

て重要であり、現在も鬼瓦研究の基本文献である。ただし、大安寺で使用された南都七大寺式鬼瓦については、中井八氏が毛利光氏の分類を補足するとともに編年の一部を変更している〔中井一九九七〕。本稿でも分類と編年については基本的に両氏の成果に従う（表1）。ただし、両氏の編年は現在広く受け入れられているが、鬼瓦の編年は軒瓦の編年とは異なり、年代論には利用し難い点を意識しておく必要がある。これについては後述したい。

製作技術に関する検討

石松好雄氏は白鳳時代の蓮華文鬼瓦の中に、笠を彫り直して文様部を改変したものがあることを述べた〔石松一九九四〕。藪中五百樹氏は鬼瓦の笠が柳型と合わせ型からなることを指摘した〔藪中一九九七〕。

実的要素に関する検討

関根龍雄氏は表採品を中心に古代の鬼瓦を集成し、固定方法を分類している〔関根一九三九〕。特に、鬼瓦研究の開始段階で、固定方法という鬼瓦を屋根に据える際の実的要素に着目した点は先駆的であった。木村

捷三郎氏は、飛鳥・白鳳時代の下端に三つの抉りを持つ蓮華文鬼瓦の据え方を

検討し、隅棟への使用を復原した（第3図）。そして、下端に一つの抉りを持つ

鬼瓦が奈良時代に初めて出現することをもって、該期に大棟への鬼瓦の使用が

始まったことを示すと指摘した。井内功氏は、固定方法を指標として鬼瓦を分

類・編年し、朝鮮における固定方法の時期的変遷が日本とは異なることを指摘

している〔井内一九六九〕。また、前田清彦氏は東海地方の鬼瓦を集成し、文様

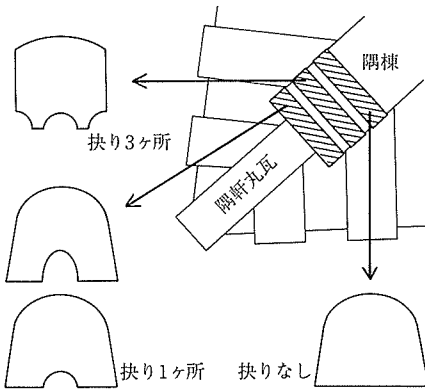
だけでなく、外形・製作技法・固定装置も含めた比較検討を行い、地方の鬼瓦

型式の成立と展開に迫る試みを行っている〔前田二〇〇〇〕。

以上のように、鬼瓦研究は軒瓦研究に比べると試みが少なく、また文様を対

象とするものが主流を占め、その起源を追究したり、分類や編年を行ったりと

いった作業が専らであった。その理由としては、①建物一棟あたりの使用数が



第3図 隅鬼の据え位置と抉りの形態の関係模式図

少ないために出土数が限られ、技法の共通性を追うことが難しい、②一個体が大きいため、破片資料の同範関係の確認が難しい、といった理由から、軒瓦で使われる研究手法を利用し難いことが考えられる。従って、鬼瓦研究には軒瓦とは異なる道具瓦ゆえの新しい視点での研究が求められるが、その対象として、瓦葺技術に関わる実用的な要素が挙げられるだろう。これまで屋根に葺く際に問題となる固定方法などの実用的要素を対象とした技術史的な検討が個別の鬼瓦について行われたことはあっても、総体的に検討されたことはない。また、鬼瓦の抉りが「どのように据えて棟を塞ぐか」、鬼瓦の大きさの調節方法が「棟を塞ぐのに適した大きさの鬼瓦を製作するにはどのようにするのか」という工人の意識をそれぞれ示すものであることは、これまで全く認識されてこなかった。そこで、本稿では、そうした工人の意識を反映していると考えられる、様々な種類・規模の棟に据えるために必要な技術・仕様に着目し、平城宮式と南都七大寺式という二群の鬼瓦の中でどのような変遷がみられるかを明らかにしたい。

- ① 鬼神の全身が表される平城宮Ⅰ式(後述)は「鬼身文」のほか、「獸身文」「鬼神文」など様々な呼称があるが、本稿では鬼面文のなかに含むこととする。
- ② 木村氏は「刳り込み」という語を使用している。

第二章 分類の視点

1 抉りの形態の分類とその成形方法

古代の鬼瓦の固定方法は、これまで主に鬼瓦に設けられた釘孔や把手などの固定装置の有無や種類を主眼にして検討されてきた〔関根一九三九、井内一九六九〕。平城宮式鬼瓦では釘孔が、南都七大寺式鬼瓦では裏面に把手が設けられることが多い〔毛利光一九八〇〕。また、どの鬼瓦も上部から鳥衾瓦で押さえて固定されたと考えられている。しかし、本稿ではこれまで積極的に検討されてこなかった抉りという固定装置に着目し、その形態や製作技法を検討する。

日本の鬼瓦には下辺に半円形もしくは半楕円形の袢りが設けられていることが多い。棟鬼・隅鬼の場合には袢りに丸瓦をはめ込んで固定する^①。つまり、袢りは鬼瓦の固定に直接関わる要素である。朝鮮では統一新羅時代以降、日本でも中世以降は袢りを持たずに下辺が直線をなす鬼瓦が存在するが、古代の鬼瓦は少数の例外を除き、ほぼすべて袢りを持つ^②。

古代の袢りの形態は半円形・縦長半円形・横長半円形の三種類に分類できる（第4図）。以下、形態上の特徴を述べる。

半円形 半円形・袢りの形が半円形をなす。袢りの高さの比は一・二前後である。

縦長半円形 袢りの形が半楕円形をなす。袢りの高さの比は一・一から一・一・五前後である。

横長半円形 袢りの形が半円形を裾広がりにした山形をなす。袢りの高さの比は一・二・五から一・三以上である。

畿内における古代の鬼瓦はほとんどが范型で成形するにも関わらず、袢りの部分だけは范で「型抜き」するのではなく、焼成前で「切り取り」で成形するものと、「切り取り」による袢りに焼成後「打ち欠き」を加えるものがある。飛鳥・白鳳時代にはフリーハンドで切り取っていたが、奈良時代に平城宮式鬼瓦が創出されると、切り取る部分にあらかじめ范によって段差などの目印を付けるようになる。この目印を「袢りの規定」と呼ぶことにする。

半円形の袢りは、半円形の規定部分の粘土を切り取ることによって作られる（第5図左上）。半円形は袢りの基本的形態である。縦長半円形の袢りは、①文様外である脚部下端の無文部分を切り残す、②袢りの規定を初めから縦長半円形に設計し、それに従って切り取る、という二方法で作られる（第5図右上・左中）。横長半円形の袢りは、①半円形の袢りを持つ鬼瓦を焼成した後で脚部の下端の角を打ち欠く、②袢り部分を焼成前に末広がりに切り取るといった二方法で作られ（第5図下）、初めから横長に規定している例は確認できない。



第4図 袢りの形態の分類模式図

2 抉りの規定方法の分類

鬼瓦の範型については、構造など詳しいことはわかっていない。あらかじめ範で抉りを規定していることは既に述べたが、この範にそのような細工があることは、抉り部分を切り落とす際に切り残された部分の凹凸から推定できる。範の凹凸と製品に表れる凹凸とは当然逆になるが、以下、製品について述べる際に混乱をきたさないよう、分類呼称は「範そのものの様相」ではなく、「範の構造が鬼瓦にどう表れているか」を基準として、以下のように分類する(第6図)。

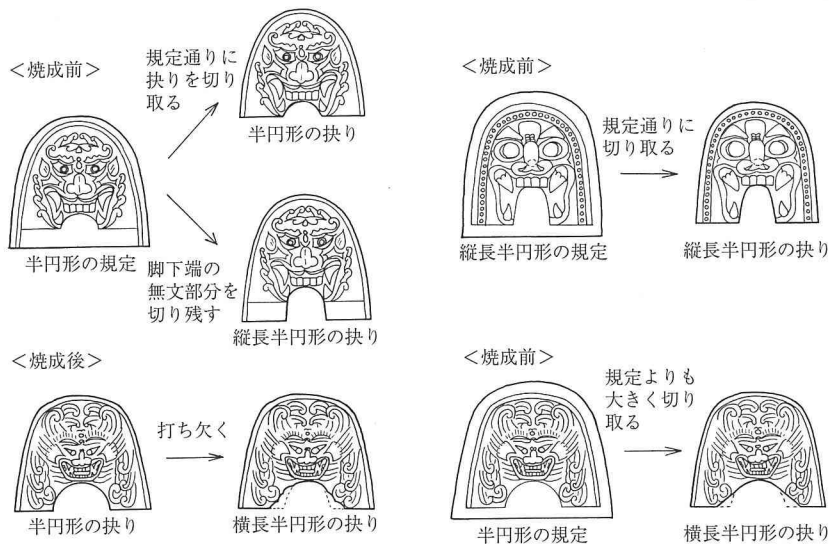
凹型…範において抉り部分を彫り残して一段高くしたもの、すなわち鬼瓦において切り取るべき抉り部分が一段低くなるもの。

凸型A…範において抉り部分を彫り窪めて一段低くしたもの、すなわち鬼瓦において切り取るべき抉り部分が段状に高くなるもの。

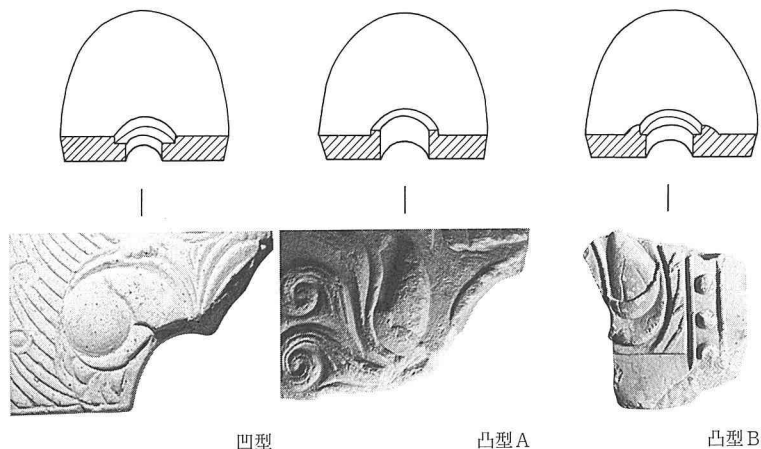
凸型B…範において文様の部分と切り取るべき抉り部分の境をわずかに彫り窪めるもの、すなわち鬼瓦において文様と抉り部分との境界をわずかに盛り上げることで抉り部分を区画するもの。文様部分と抉り部分の境界が高くなるため、凸線で区画しているようにみえる場合もある。

3 大きさの調節

鬼瓦には棟端を塞ぐという機能が基本であることは前述した。そして、古代の鬼瓦が範作りによる「規格品」であることも既に述べたとおりである。これに対し、実際には建物の規模や棟の種類^⑤によって、棟の大きさは様々であり、棟端の大きさも様々である。そのため、鬼瓦を観察すると、異なる大きさの棟端に対応するために瓦工が試みた様々な工夫の痕がみて取れる。



第5図 抉りの成形方法模式図



第6図 抉りの規定方法の分類模式図と抉りの切り残し

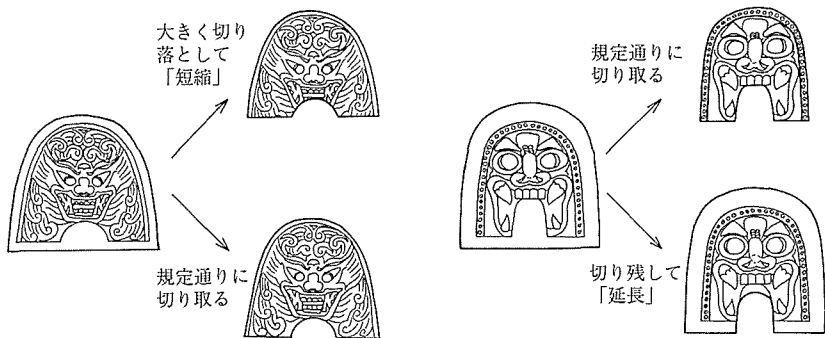
その方法は二つに大別できる。一つは同じ文様で異なる大きさの鬼瓦の範を複数準備する方法、もう一つは同じ範で型抜きした鬼瓦の大きさを焼成前に調節する方法である。後者はさらに二種類に細分できる。文様外の部分を「切り残し」て、より大きな棟端を塞ぐのに適した鬼瓦を製作する方法（以下、これを「延長」と略称する）（第7図右）、脚部を短く「切り落とし」たり、抉りを規定よりも上方まで切り取ったりしてより小さな棟端を塞ぐのに適した鬼瓦を製作する方法（以下、これを「短縮」と略称する）である（第7図左）。また、本体長を延長・短縮する場合と脚部長を延長・短縮する場合とがある。

こうした技術は飛鳥・白鳳時代の蓮華文鬼瓦にはみられない。また、あらかじめ意図した大きさの棟端に合わせて製作する中世以降の手づくねの鬼瓦では不要な技術である。すなわち、延長・短縮という技術は、範で鬼瓦を製作する古代、特に奈良時代の鬼瓦に特徴的な技術と捉えられる。

以上に述べた、鬼瓦の抉りの形態・規定方法及び大きさの調節方法、すなわち鬼瓦を据える際に必要な諸々の技術を先学による編年と重ねあわせ、技術の変遷を明らかとする。以下、平城宮式鬼瓦と南都七大寺式鬼瓦について、それぞれ時期ごとに検討を加える。

① 古代の降棟の中軸が平瓦の上か丸瓦の上か、つまり丸瓦列の間に降棟が構築される「平心」か平瓦列の間に降棟が構築される「丸心」かという問題がある。筆者は、①山田寺出土蓮華文鬼瓦などに平心の降

棟所用とわかるものがあること、②野地のない古代建築を細



第7図 延長・短縮模式図

部にわたって描写する玉虫厨子の降棟が平心であること、③井上新太郎氏の考証〔井上一九七四、坪井一九八一〕、④時代を同じくする

隋・唐時代の絵画資料に出てくる屋根の降棟は平心であるという鬼瓦職人小林章男氏からの御教示、の四点を根拠に、降棟は平心であるという前提に立つ。しかし、降棟が平心であったという直接的な証拠は奈良時代の鬼瓦に、まだ見出されておらず、今後の検討課題である。

降棟が平心であるとすると、抉り部分は固定には無関係となり、本体長ではなく全長が棟の高さと等しくなる。

- ② 抉りを持たず下辺が直線をなす鬼瓦は隅鬼と考えられる。抉りを持つ鬼瓦と持たない鬼瓦では、据え方つまりは鬼瓦を置く隅棟先端とそれを支える下部の丸・平瓦の位置関係が異なる（第3図）。

- ③ 例として白鳳時代のもとされる滋賀県・小八木廃寺例などが挙げられる。

- ④ 大宰府式鬼瓦の抉りは范で型抜きする。これについては稿を改めて

第三章 平城宮式鬼瓦の様相

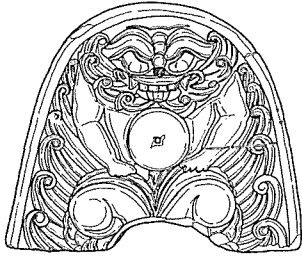
現在までに平城宮式鬼瓦は平城宮・京及び周辺の南都七大寺や奈良山瓦窯群などから六〇〇点近く出土している。特に南都七大寺での出土は奈良時代前期の型式が多く、南都七大寺式鬼瓦の創出によって寺院独自の鬼瓦製作が始まるまでは、平城宮の造営組織から鬼瓦が供給されていた事実を示している。

平城宮式鬼瓦は七型式十六種類に分類されているが、うち七型式十三種類が宮内から出土している。以下、平城宮の大規模な造営工事を基準とした時期区分に従い、平城宮から出土した平城宮式鬼瓦のうち実見した五一六点からみて取れる各時期の様相を略述する。^②

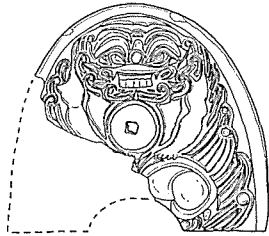
論及したい。

- ⑤ 現在の本瓦葺工法では、大棟・降棟・隅棟の高さの比は十：八：六・四、十：八：六などの比が使われる〔坪井一九七六〕。そうした工法は古代にも遡ると一般にいわれており、現在の復原建物にもこうした比が使用されている。古代において、一つの屋根にそうした高さの比の棟を構築していたかは定かではないが、後述するように一つの範から異なる大きさの鬼瓦を製作することに對しての工人の非常に強いこだわりをみて取れることから、おそらく建物の大きさの違いだけでなく、棟端の大きさの違いにも対応して鬼瓦を製作していたと考えたい。また、そうした前提に立つと、鬼瓦の大きさの差を単純に建物の規模の差には求められなくなる。

- ⑥ 焼成前に各部を「切り取る」行為に對し、「延長」を意図したことが明白な場合は「切り残す」、「短縮」を意図したことが明白な場合は「切り落とす」の語を使うこととする。



I 式A 1



I 式B₁ 2



II 式A₁ 3



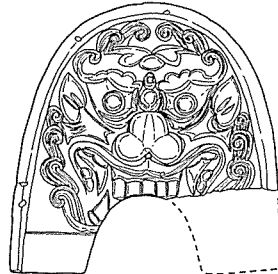
II 式B₁ 4



II 式A₂ 5



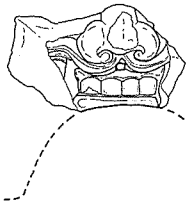
IV 式A 6



IV 式B 7

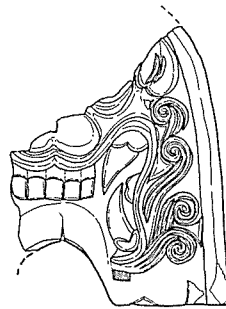
0 20cm

第8図 第I期・第II期の平城宮式鬼瓦



0 10cm

第9図 短縮の例 (II 式A₁)



0 20cm

第10図 延長の例 (IV 式A)

1 平城宮瓦編年第一期（和銅元（七〇八）年～養老五（七二二）年）

平城宮瓦編年第一期は（以下、「平城宮瓦編年」は省略）和銅元（七〇八）年の遷都の詔をもって始点とする。遷都の詔が出てから実際に遷都するまでは二年という短期間であり、造営工事にはかなりの迅速さが求められていた。そのため、藤原宮・京の建築資材がかなり再利用され、軒瓦も藤原宮式、もしくは藤原宮式の流れを汲む文様の筧が製作される。しかしながら、鬼面文鬼瓦は藤原宮には存在せず、平城宮造営開始に合わせて新たに作範が行われた。これ以降の鬼瓦には白鳳以前のそれがない属性が認められ、ここに一つの大きな面期を設定できる。すなわち、第一に、新しく鬼面文が採用され、それに統一されること、第二に、アーチ形という日本独自の外形が採用されること、そして第三に、これまでにない数の瓦葺建物を建設する必要に迫られ、都城の造営において初めて鬼瓦の大量生産という局面を迎えたこと、である。特に第三の「初めての大量生産」という状況は、瓦工や葺工の試行錯誤が製品に如実に表れるという結果につながった。

平城宮I式の鬼瓦（第8図1・2） I式の鬼瓦は鬼神の全身像を表す凶像を持ち、宮内全域から出土する。大きさでさらにA・B₁・B₂の三種類に細分されるが、文様としては一種類であり、同じ凶像で大中小三種類が作範されたものと考えてよい。I式B₂は宮内から出土しないので本稿では割愛する。I式AとI式B₁の挟りの形態はどの個体も半円形である。挟りの規定方法はI式Aにおいて凹型であることを確認した。そのほかの要素における共通性の高さから、I式B₁においても凹型の規定であった可能性が高い。延長あるいは短縮した例が全くないことから、棟端の大きさに合わせてI式AとI式B₁を使い分けていたと考えられる。

2 平城宮瓦編年第二期（養老五（七二二）年～天平十七（七四五）年）

第二期は神龜元（七二四）年の聖武天皇の即位を目指し、藤原氏が活発な造営活動を主導した時期にあたる。この時期

に新たに製作が始まるのがⅡ式とⅣ式である。第Ⅰ期の図像は全身像一種類であったが、第Ⅱ期には顔面のみを表す図像が複数現れる。また、地区ごとの使い分けも始まった。即ち、第Ⅰ期においては宮内全域において同じ図像の鬼瓦を採用したが、第Ⅱ期には内裏・朝堂院地区などの中枢部にはⅣ式、周辺の官衙地区にはⅡ式と、地区ごとに異なる型式の鬼瓦を使い分けるようになる。

平城宮Ⅱ式の鬼瓦（第8図3・4・5）
Ⅱ式はA₁とB₁、A₂とB₂という大小の組み合わせで二セットが製作されている。Ⅰ式同様、棟端の大きさの違いで使い分けていたと考えられる。A₁・A₂、B₁・B₂は文様と大きさの面でそれぞれ非常に共通性が高い。

Ⅱ式A₁の扱いはすべてが半円形である。規定方法が確認できるものはない。破片資料の中には短縮した個体が認められ、本体長を短縮した破片を例にとると、下顎下端までの扱りの規定に対し、鼻下まで深く切り取って本体長を8cm短縮したものと、上顎の歯の際まで扱りを深く切り取って本体長を5cm短縮したもの（第9図）とがある。Ⅱ式B₁はⅡ式A₁とセットになる小型の鬼瓦で、本体長が19・8cmと平城宮式の中で最も小さい。半円形の扱りを持つものもあるが、横長半円形の扱りを持つものが最も多い。横長半円形の扱りの大部分が打ち欠きによるものであるが、切り取りによるものもわずかながら認められる。規定方法を観察できる例はなかった。延長・短縮が行われた個体もなかった。

Ⅱ式A₂の出土数は少ない。Ⅱ式A₂の扱いは、確認できた限りではいずれも半円形であった。扱りの規定方法は凸型Aである。外縁が脚部の下端にも廻ることから、後述するⅣ式Bで行われた脚部長の延長を考慮せずに作範されたと考えられ、実際、延長した例は確認できなかった。また、短縮した例も確認できなかった。Ⅱ式A₂では規定方法が凸型Aと確認でき、そのほかの要素で共通性の高いⅡ式A₁・B₁でも同様の規定方法を採用していたと考えられる。Ⅱ式B₂は扱い部分を含む小片が一点あるが、瓦窯から出土したものであるため、本稿では割愛する。^⑤

平城宮Ⅳ式の鬼瓦（第8図6・7）
Ⅳ式は大小セットでA・Bがある。Ⅰ式・Ⅱ式と同様、棟端の大きさの違いで使い

分けていたと考えられる。

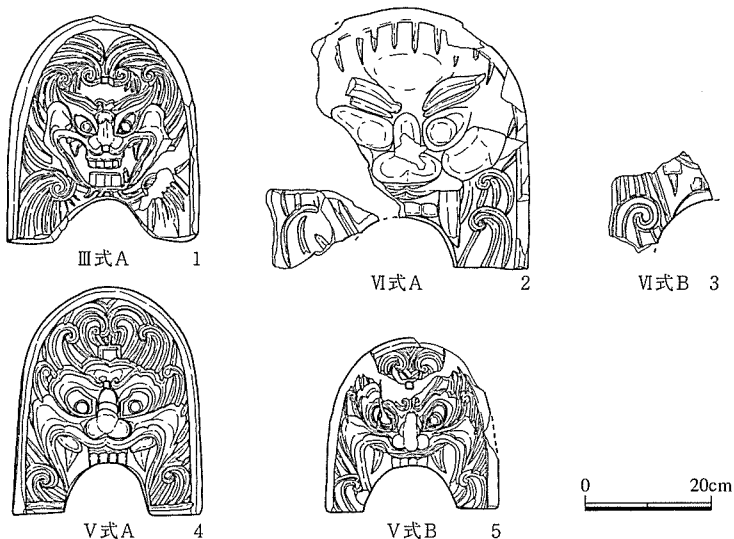
Ⅳ式Aは平城宮式の中で最大の鬼瓦である。半円形の袂りを持つものと縦長半円形の袂りを持つものがほぼ同数ある。袂りの規定方法は凸型Aである。大極殿閣門出土例（第10図）は袂り部分を五・五cm切り残すことで本体長を、本来切り取るはずの脚部下端の無文部分を四cm切り残すことで脚部長をそれぞれ延長している。袂りの切り残し部分からは、Ⅳ式Aがもともと縦長半円形の袂りを持つように規定されていたことと、「本体長を延長する」という発想がここで発生したことをみて取れる。つまり、半円形の袂りを持つ個体は、脚部下端を規定よりも短く切り落とし、短縮することで袂りの形態を改変したものであることがわかる。また、脚部長を延長する背景として、大きな棟に対応するために本体長を延長した時でも縦長半円形の袂りを得る必要、つまりは縦長半円形の袂りへの強い志向が生まれた状況を想定できる。なお、閣門出土例の袂りの切り残し部分では凸型Aの規定部分は丁寧に削られて平坦になっている。

Ⅳ式Bも、半円形を持つものと縦長半円形を持つものがほぼ同数であった。袂りの規定部を残す個体はないが、そのほかの要素の共通性の高さから、Ⅳ式Aと同じく凸型Aであった可能性が高い。縦長半円形の袂りを持つ個体は、脚部下端に長さ六・三cmの無文部分を設けている。無文部分は鬼面文の地の部分よりわずかに一段高くして区画している。半円形の袂りを作る場合はこの段差の際から下を切り取り、縦長半円形の袂りを作る場合は切り残す。⑦の段階から区画された長大な無文部分を持つという点から、Ⅳ式Aと比べてⅣ式Bは脚部長の延長をより明確に意図していたといえよう。

Ⅳ式A・Bの以上の諸点から、Ⅳ式において初めて、半円形の袂りだけでなく縦長半円形の袂りを持つ鬼瓦も同一の範で作成できるよう、大きさを調節するための無文部分をあらかじめ備えた新たな範が考案されたと考えられる。

3 平城宮瓦編年第三期（天平十七（七四五）年～天平勝宝年間（七五七年））

第三期は恭仁宮・紫香樂宮・後期難波宮に遷都後、平城宮に還都して宮城を再整備した時期にあたる。『続日本紀』に



第11図 第Ⅲ期・第Ⅳ期の平城宮式鬼瓦

表2 平城宮式鬼瓦の各要素

時期	型式	大きさ(cm)			抉りの形状(点)				抉り規定	大きさの調節			
			全長	幅	本体長	半円	縦長半円	打欠横長		切取横長	分類	延長	打欠短縮
Ⅰ期	Ⅰ式A	大	39.5	46.0	32.0	28				凹型			
	Ⅰ式B ₁	中	36.8	<42.4>	30.4	8				?			
Ⅱ期	Ⅱ式A ₁	大	39.3	44.7	31.0	8				?		○	○
	Ⅱ式A ₂	大	39.2	43.0	30.4	3				凸型A			
	Ⅱ式B ₁	小	26.4	28.5	19.8	5		9	2	?			
	Ⅳ式A	特大	43.0	48.5	35.4	3				凸型A	○		
	(延長個体)	特大	50.5	49.7	40.9		3			—	—	—	—
	Ⅳ式B	中	36.9	41.6	30.5	2				?	○		
(延長個体)	特大	43.2	42.0	—		3			—	—	—	—	
Ⅲ期	Ⅲ式A	中	36.6	30.9	29.3	4		8		?		○	○
	V式A	中	36.6	30.3	28.5	2		1		?		○	
	V式B	小	27.5	27.4	20.3	2		2		凸型A		○	
Ⅳ期	Ⅵ式A	大	<40.5>	<42.0>	<32.7>	1				?			
	Ⅵ式B	中	?	?	?					?			

< > は復原値

平城宮の大極殿・歩廊を壊して恭仁宮に移築したという記事^⑧もあることから、遷都後には大規模な造営が行われたと考えられる。この時期、新たに製作が開始される鬼瓦はⅢ式とⅤ式である。第Ⅱ期同様、地区ごとに異なる型式の鬼瓦を使い分けており、前者は内裏や東院・東方官衙地区に多く分布し、後者は出土数が少ないものの、東院及びその付近に分布の中心がある。

平城宮Ⅲ式の鬼瓦（第11図1）
Ⅲ式は大小のセットでA・Bがあるが、Ⅲ式Bは宮内では出土しないので本稿では割愛する。

Ⅲ式Aは全長が幅を大きく上回り縦長であるという点で、平城宮式鬼瓦の中で特異なプロポーションを持つ。挟りを確認できる個体のうち、多くが打ち欠きによる横長半円形を持つもので、半円形を持つものは少数である。挟りの規定部分を切り残す個体がないため、規定方法は確認できない。また、鼻下まで挟りを深く切り取り、本体長を短縮したものが一点認められた。一方、延長した個体は認められない。

平城宮Ⅴ式の鬼瓦（第11図4・5）
Ⅴ式は大小のセットでA・Bがある。Ⅰ式・Ⅱ式・Ⅳ式と同様、棟端の大きさの違いで使い分けていたと考えられる。

Ⅴ式AもⅢ式Aと同じく全長が幅を上回り縦長であるという点で、平城宮式鬼瓦の中で特異なプロポーションを持つ。挟りの形態には、半円形と打ち欠きによる横長半円形とがある。挟りの規定部分を非常に丁寧に切り取るため、規定方法は不明である。外縁が脚部の下辺までめぐっており、Ⅳ式Bで行われたような脚部長の延長を意図せずに作範したと考えられる。実際の資料にも延長した例はない。短縮した個体は、脚部長をわずかに短くするものと、挟りの頂部を打ち欠いて本体長をわずかに短くするものがある。いずれにしても短縮の度合いは非常に小さい。

Ⅴ式Bは全長が幅を大きく上回るとまではないが、全長と幅がほぼ同じであることから、Ⅲ式AやⅤ式Aと同様に縦長の外形を志向したと考えられる。挟りを確認できたうち、半円形の挟りを持つものと打ち欠きによって成形された横

長半円形の袈りを持つものがほぼ半数ずつあった。規定方法は凸型Aであった。延長するものはないが、打ち欠きによる横長半円形の袈りを持つものうち一点は、規定通りに切り取った袈りの頂部を打ち欠くことよって本体長をわずかに短縮している。

4 平城宮瓦編年第Ⅳ期(天平宝字元(七五七)年)神護景雲年間(七七〇年)

第Ⅳ期は「改修大宮」「改作平城宮」「東院玉殿新成」「造作楊梅宮」と『続日本紀』にみえる造宮時期に重なり、新たにⅥ式の製作が開始された。Ⅵ式の鬼面文は退化が著しい。出土数は非常に少ないが、官衙地区に中心の分布がある。

平城宮Ⅵ式の鬼瓦(第11図2・3) Ⅵ式Aには袈りの全体形を確認できるものはない。袈りの半分を残す個体によれば、半円形の袈りを持つ。規定方法をはじめ、延長・短縮が行われたかについても不明である。Ⅵ式Bも小片のため、各要素は不明である。

5 平城宮式鬼瓦の各要素の様相

ここまで述べてきた、平城宮式鬼瓦における袈りの形態・規定方法及び大きさの調節方法など、瓦葺技術に直接関わる諸様相の変遷をまとめると表2のようになる。第Ⅰ期においては、鬼面文の採用と同時に初めて鬼瓦の大量生産が開始される。全く延長や短縮をせず、範が規定するままの鬼瓦を画的に生産した。袈りの規定は凹型で、すべて半円形の袈りであった。第Ⅱ期には、袈りの形態にバリエーションが現れ、縦長半円形・横長半円形の袈りを持つ鬼瓦も製作されるようになる。特に、中枢部で使用された大型の鬼瓦は、本体長と脚部長の延長、もしくは脚部長のみの延長による縦長半円形の袈りを持ち、官衙地区で使用された小型の鬼瓦は、打ち欠きによる横長半円形の袈りを持つ。袈りの形態の差異は、中枢部と官衙地区との図像の使い分けに対応する。第Ⅲ期以降に製作が始まる鬼瓦は、出土数が少ないため情報量が限ら

れるが、第Ⅲ期・第Ⅳ期を通じて、第Ⅰ期・第Ⅱ期に作られたような大型の型式はⅥ式Aのみで、中・小型の型式が主流になる。抉りの形態は真弧を描く半円形を基本とするが、小型の型式を中心に、打ち欠きを加えて横長半円形の抉りに成形されるものがある。そして、縦長半円形の抉りを持つ例がないのと同調するように、延長した例もない。

- ① 「奈文研一九七五」に従う。
- ② ただし、第Ⅴ期に使用された鬼瓦は軒瓦同様未だ不明である。Ⅶ式の鬼瓦が新たに設定されてはいるものの、小片一点があるのみで、検討は将来に委ねる。
- ③ 日本の鬼瓦の初現形態である、飛鳥時代の鬼瓦の文様は百済の影響を受けた複数蓮華文を持つ。時代が下ると、複数蓮華文鬼瓦は減少し、単数蓮華文鬼瓦が主流を占める。前者の例としては法隆寺例が、後者の例としては山村廃寺例が挙げられる。藤原宮からの鬼瓦の出土は非常に少ないが、重弧文鬼瓦がある。
- ④ 飛鳥・白鳳時代の鬼瓦は百済の鬼瓦の影響を受けて、角形の外形を備える。正方形に近いものもあるが、畿内周辺域では横長長方形のものが多い。奈良時代には鬼瓦の本体長が増し、全体形が縦長のアーチ形に変化する。このことは棟端がより高くなったことを示し、前述の木村氏による「奈良時代に大棟への鬼瓦の使用が始まる」という指摘を傍証するものと考えられる。
- ⑤ 抉りの形態は打ち欠きによる横長半円形で、抉り部分の切り残しから規定方法は、Ⅱ式Aと同様の凸型Aであったことがわかる。
- ⑥ 平城宮第二次大極殿院からはⅣ式Aが十片出土している。「脚部の調整に2種あり」、「脚部の先端まで完全に作るもの」と「脚部先端を約10cm切り縮めて焼成する」ものがあることは、「隅棟や降り棟の高さの違いを示すもので」、「鬼瓦製作が供給先の仕様書に基づいていた可能性」があることが指摘されている（奈文研一九九三）。ここでは脚部長の差異が棟端の大きさ結び付けて考えられているが、棟端の大きさを直接的に表すのは本体長であることから、抉りの切り残り部分の五・五cm分が棟端の大きさの差を表していると考えるべきであらう。
- ⑦ 敷中五百樹氏は、無文部分と地の部分の境界に「粘土突帯」があり、これを「割範の合わせ目」であると述べておられる（敷中一九九七）。しかし、実見した結果、突帯ではなく段差であると認識した。
- ⑧ 『続日本紀』天平十五年十二月辛卯条。
- ⑨ 菅原遺跡（菅原遺跡調査委員会一九八三）で十三点、唐招提寺で一点が確認されている。
- ⑩ 『続日本紀』天平宝字元年五月辛亥条、天平宝字五年十月己卯条、神護慶雲元年四月癸巳条、宝龟四年二月壬申条。

第四章 南都七大寺式鬼瓦の様相

南都七大寺を中心とする畿内の寺院では、奈良時代前期には平城宮式鬼瓦の供給を受けていたが、奈良時代半ば以降、

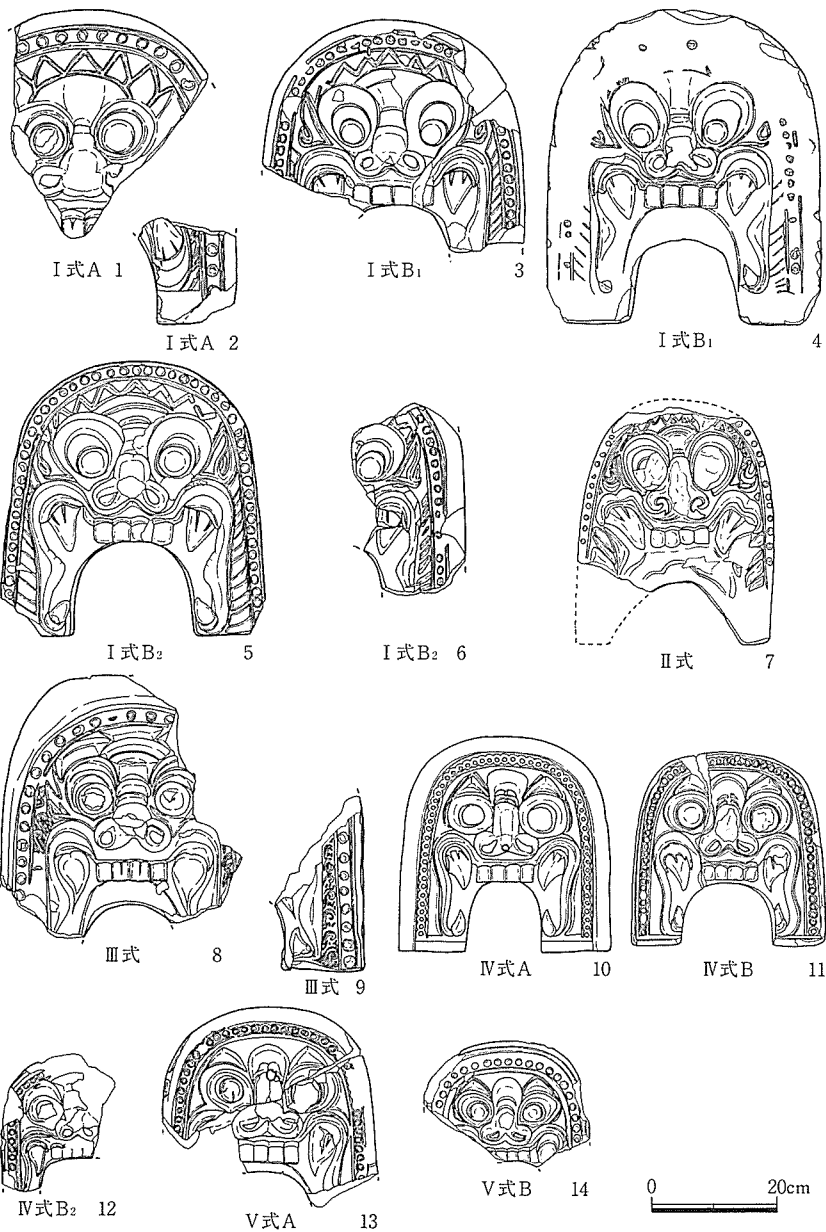
鬼面の特徴や固定装置などの要素が平城宮式とは異なる一群の鬼瓦を製作し、使用する。これが南都七大寺式と呼ばれる鬼瓦で、造東大寺司がおかれる第Ⅲ期^①に製作が開始され、奈良時代以降も長岡宮・平安宮とその周辺寺院に受け継がれていく。五型式十一種類に型式分類されているが、どの型式の図像も下顎・下歯を欠いており、抉りにはめ込む丸瓦を噛んだ表情を表す。また、鬼面に沿って珠文帯が廻る点、珠文帯の外側に平坦部が廻る型式が多い点、外縁を持たない個体が多い点^②が平城宮式とは異なる。こうした文様の相違の他に、把手という独自の固定方法が採用されている点を考えると、平城宮の工人組織とは系統を異にする、造東大寺司を中心とした寺院独自の工人組織が編成されていたことがわかる。奈良時代の畿内中枢にこの二系統の工人組織が存在したことは、既に軒瓦及び丸瓦・平瓦の分析からも導き出されている。

南都七大寺式鬼瓦は、伴出遺物などによって製作時期・使用時期のわかるものが平城宮式に比べて少ないため、主に型式学的方法によって編年がなされている。すなわち、額の線鋸歯文や耳、顎髭を表現するⅠ式・Ⅱ式、線鋸歯文や耳、顎髭の表現を欠くが眉を表現するⅣ式・Ⅴ式、その中間のⅢ式という三群に分けられ、簡略化の進む方向に変化するとされる。

本稿では、南都七大寺式鬼瓦の、写真による観察も含めた計五十八点からみて取れる各様相を略述する。^③

1 平城宮瓦編年第Ⅲ期（天平十七（七四五）年～天平勝宝年間（七五七年））

第Ⅲ期に比定されている南都七大寺式鬼瓦は三型式八種類ある。東大寺を中心として出土するⅠ式A・Ⅰ式B₁と大安寺を中心として出土するⅠ式B₂、山城国分寺で出土したⅠ式B₃^④、法隆寺所用のⅡ式、大安寺を中心に各地から出土するⅣ式A・Ⅳ式B₁・Ⅳ式B₂、である。Ⅰ式は東大寺の主要堂塔の造営が進む天平勝宝年間（七四九～七五六年）に比定されている。Ⅱ式はⅠ式よりも鬼面文が後出的ではあるものの、同じく天平勝宝年間に製作が始まったと考えられている。Ⅳ式は、鬼面の簡略化が進んでいるためⅠ式より後出と考えられるが、製作開始時期は天平勝宝年間に収まると考えている。^⑤



第12図 南都七大寺式鬼瓦

南都七大寺Ⅰ式の鬼瓦 非常に大型のⅠ式Aと、大型のⅠ式B₁・Ⅰ式B₂がある。

Ⅰ式Aには全体形をうかがえる出土例はない(第12図1)。しかし、Ⅰ式Aの脚部に当たると推測できる東大寺仏餉屋出土の小片によって、扱りは縦長半円形で、規定方法は凸型Bであることがわかる(第12図2)。また、扱い部分を切り残して本体長を延長するとともに、脚部下端の無文部分を5cm切り残して脚部長も延長している。

Ⅰ式B₁には完形品の東大寺講堂出土例(第12図4)がある。扱りは現状においても、規定された形状についても縦長半円形で、規定方法は凸型Bである。摩滅が著しいが、扱い部分を五・二cm、脚部下端をそれぞれ四・〇cm、五・六cm切り残して本体長と脚部長を延長していることがわかる。さらに、平坦部の幅を三・〇cm切り残し、次に述べる東大寺西塔出土例よりもひと回り大きい鬼瓦に仕上げている。同じくⅠ式B₁の東大寺西塔跡出土例(第12図3)では、扱りの規定部分は余さず切り取られ、本体周縁の平坦部は一・五cm前後の幅に切り残している。平坦部の幅を除くと、範の通りの大きさ・形態を遵守しているが、東大寺講堂出土例よりも小さい製品を作ろうとしたことがわかる。

Ⅰ式B₂には伝大安寺出土の完形品がある(第12図5)。扱りの形態は縦長半円形である。扱い部分はほぼ規定通りに切り取っているが、わずかに切り残された部分から、凸型Bの規定方法であることがわかる。Ⅰ式B₂においても、Ⅰ式B₁と同様に本体周縁に平坦部がめぐっていたと想定できるが、本例では珠文帯の際まで切り取っており、最小の大きさで作られたことがわかる。^⑥また、平坦部を切り残し、一まわり大きく仕上げた例もあり(第12図6)、大きさの調節を行っていたことがわかる。各要素とも、基本的にⅠ式A・Ⅰ式B₁と同じといつてよい。

南都七大寺Ⅱ式の鬼瓦(第12図7) Ⅱ式は法隆寺西院伽藍所用である。西院伽藍では古式の複数蓮華文鬼瓦が出土し、これが創建時の鬼瓦と考えられる。東院伽藍では平城宮式鬼瓦が使用されているので、東大寺造営を契機に南都七大寺Ⅰ式を手本として製作されたⅡ式の鬼瓦は、西院伽藍の補修鬼瓦として用いたと考えられる。しかしながら、Ⅱ式には法隆寺の独自性が色濃く表れている。Ⅰ式が基本的に縦長半円形の扱を持つのに対して、Ⅱ式の場合、確認できた限りでは

表3 南都七大寺式鬼瓦の各要素

時期	型式	文様の大きさ(cm)			袂りの形状(点)			袂り規定		大きさの調節			
			全長	幅	本体長	半円	縦長半円	横長半円	分類	外縁	袂り切り残し	脚下端切り残し	周囲切り残し
Ⅲ期	I式A	特大	?	?	34.4		1		凸型B		○	○	○
	I式B ₁	大	39.3	36.5	27.7		3		凸型B		○	○	○
	I式B ₂	大	41.0	35.5	26.8		1		凸型B				
	Ⅱ式	中	<35.8>	<29.5>	26.9	1		1	?				
	Ⅳ式A	中	34.3	34.0	22.4		3		?	○			
	Ⅳ式B ₁	中	31.2	31.3	20.7		2		凸型A		○		
	Ⅳ式B ₂	小	?	?	16.0		2		凸型A		○		○
Ⅳ期	Ⅲ式	中	?	?	21.2				凸型A	○	○		○
	V式A	小	?	?	18.0				凸型A				
	V式B	大	<37.0>	<34.2>	28.0		3		凸型A	○	○	○	○

〈 〉は復原値

半円形の袂りを持つ個体が多く、横長半円形のものも若干存在する。規定方法は確認できない。また、先述したI式B₁の東大寺講堂跡出土例のように、延長するため袂り部分や脚部下端を切り残したように見える部分がある。しかし、袂り部分の切り残した中央には三山状の模様、鬼面文部分との境界には凸線が陽刻されていることから、この部分は文様の一部として作られたと判断できる。この部分を切り取った個体がないことも、これを傍証する。また、Ⅱ式は外縁及び周縁の平坦部を持つ個体がない。従って、Ⅱ式においては鬼瓦の大きさの調節は行われていないといえる。以上のことから、棟端の大きさに鬼瓦を合わせるための延長や短縮の技法を知らないまま、①外縁と平坦部とを珠文帯外側まで全て切り取り、最小の大きさに製作したI式の個体(第12図3)と、②袂り部分と脚部下端の無文部分を切り残して延長したI式の個体(第12図4)という大きさの調節の点で相反する二個体を模して作範した結果、Ⅱ式が創出されたと考えたい。したがって、Ⅱ式については、平城宮I式と同じように延長や短縮をせず、範の通りの大きさや袂りの形態を遵守した画一的な製品を生産した状況を推測できる。

南都七大寺Ⅳ式の鬼瓦^⑦ Ⅳ式Aには伝大安寺出土の完形品がある(第12図

10)。袂りの形態は縦長半円形である。規定方法は確認できない。同

型式の平城宮出土例や大和額安寺出土例などにも、挟り部分を切り残した個体や延長・短縮で大きさを調節した個体は確認できなかった。珠文帯の外側に平坦部を持たない点、どの個体も外縁を持つ点は南都七大寺式としては稀である。大きさを調節した例がないのは平坦部を持たない構造が原因と考えられる。

IV式B₁は大安寺で多く出土するが、完形品としては伝放光寺出土例が挙げられる(第12図11)。範の規定通りに切り取られた挟りは縦長半円形である。東大寺仏餉屋出土例では一部に挟り部分の切り残しがあり、挟りの規定方法は凸型Aと確認できた〔奈良県文化財保存事務所編一九八四〕。延長・短縮した個体は現時点では確認できない。

IV式B₂は出土点数が少ない。挟りの形態は不明であるが、各要素におけるIV式B₁との共通性の高さから、縦長半円形と推定できる。大安寺北西中房地区出土例では8mmほどの挟り部分の切り残し認められ、凸型Aの方法によって挟りを規定していたことがわかる〔天理参考館一九九〇〕。伝大安寺出土例(第12図12)は鬼瓦頂部から側辺にかけての平坦部を切り残すことよって、珠文帯の際まで平坦部を切り落とした北西中房地区出土例よりもひと回り大きく仕上げしており、大きさを調節したことがわかる。

2 平城宮瓦編年第四期(天平宝字元(七五七)年)神護景雲年間(七七〇年)

第四期にはⅢ式とⅤ式の製作が新たに始まる。興福寺所用とされるⅤ式は天平宝字年間に製作が開始されたものと考えられる。また、Ⅲ式は西大寺・薬師寺・唐招提寺でのみ出土しており、天平神護年間(七六五―七六六年)から神護景雲年間(七六七―七七〇年)にかけての西大寺の創建時に製作が開始されたものである。

南都七大寺Ⅲ式の鬼瓦 唐招提寺南大門出土例(第12図8)は三・〇cm挟り部分を切り残しているが、薬師寺出土の脚部資料(第12図9)と合わせ考えると、挟りの規定・現状とも縦長半円形であったことがわかる。唐招提寺南大門出土例の挟りの切り残し部分は一段高くなっており、規定方法は凸型Aであったことがわかる。側辺部分には外形に沿って幅二cm

前後の低い直立縁が廻る。その外縁は頂部にかけてさらに低くなると同時に幅を増し、最大で幅五・一cmの平坦面を形成している。挟り部分の切り残しと合わせると、本体長はおよそ八cm延長していることがわかる。突出度の低い外縁が連続して鬼瓦の頂部に平坦面を作るといふ手法は、より大きな延長を可能にするために新しく考案されたのであろう。唐招提寺境内の発掘調査で出土した二点の破片資料は珠文帯外側の平坦部をほとんど切り落とし、南大門跡出土例と比べてひと回り小さく仕上げている。このことが、同一型式の鬼瓦の中でも大小を区別して仕上げた事実を示すことは、既に指摘されているところである〔樞考研一九九五〕。

南都七大寺V式の鬼瓦　南都七大寺式の中でも、V式の出土は非常に少ない。V式Aは興福寺やその供給瓦窯である荒池瓦窯で出土するため、興福寺所用と考えられている。脚部の残る個体がないので、挟りの形態についてはわからないが、いずれも上歯の下に二cmほど挟りの規定部分を切り残しており、規定方法は凸型Aとわかる。また、外形に沿って平坦部がめぐるが、出土地不詳の個体（第12図13）の平坦部外側に直立縁の外縁を切り取った痕跡がみえるため、外縁を持たない個体については、外縁を切り落として短縮したと考えられる。V式Bは伝興福寺出土の一点を数えるのみである（第12図14）。両脚部を欠く上に、挟り部分を範の規定通りに切り取っているため、挟りの形態や規定方法は不明であるが、文様の共通性と出土位置の一致から、基本的にV式Aと同様と考えたい。延長・短縮が行われたかどうかは不明である。

3 南都七大寺式鬼瓦の各要素の様相

南都七大寺式鬼瓦における挟りの形態・規定方法及び大きさの調節方法など、瓦葺技術に直接関わる諸様相の変遷をまとめると表3^⑨のようになる。第三期の東大寺造営を契機として現れたI式では、範の段階で縦長半円形の挟りを規定し、それ以外の形態の挟りを持つ鬼瓦は作られない。以降、南都七大寺式は挟りの規定及び形態のいずれも縦長半円形で統一される。また、I式の段階に、挟り部分や脚部下端の無文部分だけでなく、珠文帯の外側の平坦部や外縁を切り残したり、

切り落としたりすることで鬼瓦の大きさを調節するという新しい技法が編み出された。また、袂りの規定方法も、凸型Bという新しい方法を採用する。I式よりやや遅れて、法隆寺・興福寺など奈良時代前期には平城宮式の供給を受けていた寺でも、南都七大寺式鬼瓦の製作を始める。延長・短縮の技法を理解せずにI式を模したII式は、南都七大寺式の中でも独特の様相を呈するが、IV式はI式同様に縦長半円形の袂りの形状・規定方法や大きさの調節方法を採用している。第四期になって製作が始まるIII式・V式もまた同様である。しかし、袂りの規定方法は、I式の凸型Bに対して、III式・IV式・V式は凸型Aを採る。

① 本来、南都七大寺など寺院の造営は平城宮の造営と無関係であり、平城宮瓦編年の時期区分に当てはめる必要はないと思われるが、平城宮式鬼瓦との関係を明確にするためにあえて平城宮瓦編年の時期区分を使用する。

② 外縁を持たない個体のなかには平坦面外側の外縁部分を切り落とし、たもの含まれており、その具体例は後述する。ただし、出土数が少なく、範における外縁の有無を認定するには慎重にならざるを得ない。

③ 本来、平城宮式鬼瓦に対応する分類としては、寺ごとの鬼瓦の分類を行うべきである。しかし、南都七大寺式鬼瓦の出土数が限られている現状では、南都七大寺式という枠で検討を行う。

④ I式B₃は山城園分寺所用とされ、「中井一九九七」で新たに設定された。しかし、南都七大寺では出土していないことから、本稿では割愛する。各要素は基本的にI式B₁・I式B₂と同様である。

⑤ IV式の年代を大安寺式軒瓦との関連から天平勝宝年間に取り上げると考えが出されており「中井一九九七」、前述の通り、本稿もこの考えに従っている。

⑥ 脚部下端の外側隅をはつつていることも合わせて考えると、隅鬼で

あった可能性が高い。

⑦ 毛利光分類では、大型品のIV式Aと小型品のIV式Bとに細分している。後者は、IV式Aに酷似しているが窪んだ眉を持ち、珠文の周囲は環状に窪む、やや特異な図像である。後に、中井分類では、毛利光分類のIV式BをIV式B₁とし、珠文周囲の環状の窪みを持たず、珠文帯が凸線で画され、かつ側辺と上辺の間が屈曲し、角を持つものをIV式B₂と細分した。さらに中井は、IV式B₁とIV式B₂をそれぞれ眉が窪んだものと突出するものの二種類に細分しているが、これは範の彫り直しによる変化であり、袂りの形態・規定方法は変化しなかったと考えられるので、本稿ではIV式B₁とIV式B₂までの型式分類を使用する。

⑧ 大安寺では、IV式Aは発掘調査で出土しないという「中井一九九七」。IV式は、各地に波及するという点で南都七大寺式鬼瓦の中で際立つ存在であるが「毛利光一九八〇」、分布が散らばることから、どの寺院で創出され、かつ主体的に製作・使用されていたのかは現時点で不明である。軒瓦に比べて、鬼瓦は文様の要素が多くかつ大きいため、破片資料では同範関係が確定できないものが多い。各地でIV式Aといわれているものが伝大安寺出土例と同範であるかは今後の検討課

題である。

- ⑨ 南都七大寺式鬼瓦は平城宮式鬼瓦と異なり、大きさの調節に自由が
利くようになった。そのため、鬼瓦の大きさを一つの値では表せない

ため、鬼面・卷毛・珠文帯からなる文様部の大きさ、換言すれば鬼瓦
の最小の大きさを表記することとする。

第五章 鬼瓦と屋根構造

第三章・第四章では、平城宮式鬼瓦と南都七大寺式鬼瓦のそれぞれについて、抉りの形態・規定方法及び大きさの調節方法など鬼瓦を据える技術に直接関わる諸様相を通観した。ここでは見出された事実のもつ意味について考える。

1 抉りの形態の変遷と意義

抉りの形態の変遷には二つの画期を設定できた。まず一つは、平城宮式鬼瓦における第Ⅱ期である。鬼面文鬼瓦が初めて創出された第Ⅰ期は半円形の抉りを持つ鬼瓦のみが製作されたのに対し、第Ⅱ期になると、打ち欠きや切り取りによって成形された横長半円形の抉りを持つ小型の鬼瓦や、脚部を延長することによって成形される縦長半円形の抉りを持つ大型の鬼瓦が新たに作られ始め、抉りの形態にバリエーションが現れた。第二は東大寺造営にあわせて南都七大寺式鬼瓦の製作が開始された第Ⅲ期である。南都七大寺Ⅰ式では、範の段階で縦長半円形の抉りを規定し、それ以外の形態の抉りを持つ鬼瓦は作られないようになった。以降、南都七大寺式は抉りの形態は縦長半円形で統一された。

奈良時代以前の蓮華文鬼瓦や初期の鬼面文鬼瓦をみる限り、抉りの初現形態が半円形であることは明らかである。まず、抉りの形態が持つ意味、すなわち横長半円形・縦長半円形の出現理由について考察する。

隅棟・降棟専用の抉りの形態を持つ飛鳥・白鳳時代の鬼瓦と異なり、抉りが縦長半円形・横長半円形を含めた半円形の抉りで統一されている奈良時代の鬼瓦はどの棟に据えてあつたかを即断することは不可能である。しかしながら、抉りに

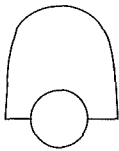
丸瓦をはめ込まない降棟^②を除いた大棟と隅棟においては、抉りにはめ込まれる瓦の形態の差異、換言すれば鬼瓦が据えられる状況の差異が、抉りの形態の差異となつて表れていると考えたい。以下では、鬼瓦が据えられる状況について具体的に復原を試みる。しかし、瓦は普通何度も葺き替えるので、現存する古建築から古代の鬼瓦の据え方を直接知ることは不可能である。古代の据え方は古代の建築模型や、半円形・縦長半円形・横長半円形の抉りが併存する中・近世の鬼瓦、そして現在の鬼瓦の据え方を参考に^③する。

横長半円形の抉り

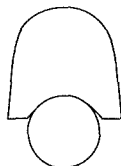
横長半円形の抉りが使用された理由として二案を検討したい。

一つ目は、近・現代の横長半円形の抉りを持つ鬼瓦と同様、隅棟の二の鬼に使用されたとする案である。しかし、古代建築をかなり細部まで忠実に表現している法隆寺の玉虫厨子、元興寺極楽坊や海龍王寺の五重小塔、各地の瓦塔には二の鬼の表現は一切ない。加えて、横長半円形の抉りを持つ平城宮式の多くは小型、稀に中型で、中枢部に分布しない型式に限られる。小規模な建物に使用する鬼瓦にしか横長半円形の抉りが採用されない点、官衙地区といった周辺地区に多く分布する点は、二の鬼を持つ棟が持たない棟よりも一般的に格が上であることと矛盾するので、横長半円形の抉りは二の鬼のものとは考えられない。

もう一案は小型ゆえに発生する理由である。横長半円形の抉りには、先述のとおり、焼成後の打ち欠きによるものと焼成前の切り取りによるものがあるが、前者は棟端に据える際に何らかの事情で他の瓦とあたる部分を打ち欠いたものと考えられる。おそらく小型の鬼瓦であるがゆえに抉りの弧がはめ込む丸瓦の弧より小さく、筈が規定する抉りの形態では丸瓦をはめ込めないという状況が生じたため、脚部下端の角を打ち欠いて抉りの弧を拡大したのであろう(第13図)。つまり、据え位置とは無関係で、小型の鬼瓦をうまく据えるために工夫された結果、生み出された



半円形の抉り



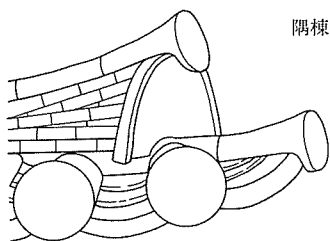
横長半円形の抉り

第13図 抉りの形態と丸瓦の弧の関係

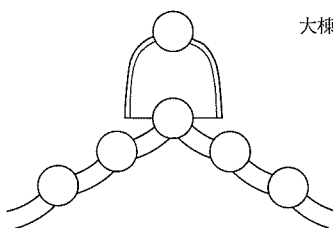
決りの形態と捉えたい。そうした決りが小さいという不備を瓦工があらかじめ承知していた場合には、焼成以前に横長半円形に切り取って決りを成形したと考えられる。また、特に小型の鬼瓦が作られなかった南都七大寺式に横長半円形の決りがない点も、横長半円形が小型品特有の決りの形態であったことを傍証しよう。

縦長半円形の決り

平城宮式IV式の初現形態を見る限り、縦長半円形の決りは脚部長を延長することを最大の目的として考案されたと考えられる。脚部長の延長が必要な状況として、隅鬼の脚部を平瓦の上に置いて据える場合と、棟鬼を据える場合（第14図）とが可能性和して挙げられる。どちらの場合も、半円形の決りを持つ鬼瓦を据えると脚部下端が浮いて不安定である。縦長半円形の決りの方が半円形の決りに比べ、据えた時の安定性が増すという利点、棟積み過程においても固定しやすいという利点を想定できる。大棟に関しては、重層入母屋造りといった格の高い大規模な建物には鴟尾の使用が考えられるため、切妻造り・寄棟造り・単層入母屋造りへの使用が想定できる。大棟・隅棟どちらにも、半円形の決りを持つ鬼瓦の据え付けが不可能なわけ

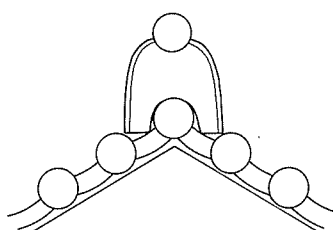
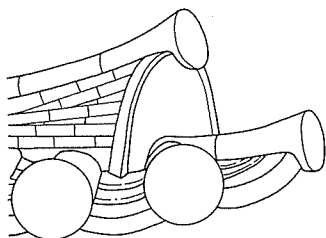


隅棟



大棟

半円形



縦長半円形

第14図 隅棟・大棟に据えた半円形・縦長半円形の決り

はないが、安定性・見栄え・瓦葺作業上の利便性といった面から、より有利な括りの形態として縦長半円形が考案されたと考えられる。

しかし、第三章・第四章でみたように、平城宮式と南都七大寺式とは縦長半円形の括りのあり方に差異があった。すなわち、平城宮式では縦長半円形の括りが特殊な形態として大型の鬼瓦に限って存在したのに対し、南都七大寺式では三種類の括りの形態のうち縦長半円形が基本形として存在していた。この差異については、以下のように解釈できる。平城宮式では半円形の括りが基本形として採用されていたものの、中枢部の建物に使用する大型の鬼瓦については、使用位置によって生じる必要に応じて縦長半円形の括りを持つものを製作した^⑤。大型ゆえにより安定性が求められていたからである。ただ、平城宮式全体では半円形の括りを持つものが圧倒的に多いことから、平城宮式では縦長半円形の括りは大棟・隅棟両方ではなく、安定性がより高く求められる大棟に使用されたと考えられる。同時期に製作が開始され、官衙地区に多く分布するⅡ式の鬼瓦に縦長半円形の括りが存在しないのは、建物の格が低く、中枢部ほど厳密に鬼瓦を使い分けなかったため、もしくは、大棟に縦長半円形の括りを持つ鬼瓦を必要とする瓦葺建物が中枢部よりも少なく、檜皮葺建物が多かったためであろう。檜皮葺屋根の大棟を瓦で覆う葺棟・熨斗棟の場合、普通半円形もしくは横長半円形の括りを持つ鬼瓦を使う^⑥という。それに対し、南都七大寺式では屋根構造や棟の種類に関わらず、瓦屋根の大棟・隅棟双方に対応できる縦長半円形を括りの形態の基本型として採用したと捉えられる。

2 括りの規定方法の変遷

括りの規定方法については不明であった型式も少なくないが、現状の資料から考えてみたい。

第三章・第四章でみてきた諸型式の様相をまとめると、括りの規定方法の変遷には三つの画期が認められる。まず、鬼面文鬼瓦の初現である平城宮Ⅰ式では括り部分が一段低い凹型の規定方法が採られていたが、Ⅱ式・Ⅳ式では凸型Aに変

化する。これが第一の画期である。次に、南都七大寺式鬼瓦の嚆矢となる、I式の創出に伴う凸型Bの登場が第二の画期と捉えられる。第三の画期は、I式に遅れて製作が始まる他の南都七大寺式鬼瓦において、凸型Bではなく、凸型Aが一斉に採用されたことに見出される。

凹型は、範において抉りの規定部分には手を加えずに彫り残すことになり、範を製作する側からみると、最も簡単で単純な方法である。一方、凸型Aは凹型と逆に、範において抉りの規定部分を彫り窪める。凹型に比べれば製作にかかる手間は増えることになる。凹型から凸型Aへの変化は製作の簡便化とは逆行する動きであり、工人が省力化とは別の意図をもって抉りの規定方法を変更したとすることができる。すなわち凸型Aという方法は、鬼瓦の延長という発想が生まれた際に、抉り部分を大きく切り残す場合にも凸部を削り落とさえずれば文様を損ねることなく、また切り残し部分に大きな段差がつくことなく本体長を延長できるという利点があり、これこそが凸型Aの採用において工人の意図したところであろう。この視点で凸型Bの範の製作についてみると、この方法は抉り部分と文様部分の境界をわずかに彫り窪めればよいので、範を彫り窪める部分は格段に小さい。したがって、凸型Bは凸型Aの利点を残しつつ、範の製作もまた簡便にするため改良されたものであろう。しかし、改良型と考えられる凸型Bは、文様などの面で非常に共通性の高いI式以外の南都七大寺式には採用されず、その具体的理由は不明である。

抉りの規定方法が変化する理由が、ここに述べた事柄のみに起因するかについてはなお明らかでない。しかし、奈良時代以前には認められなかった抉りの規定という技術が南都七大寺式にも採用されること、平城宮式で既に創出・採用されていた凸型Aを、平城宮式と系統を異にする南都七大寺式鬼瓦が採用する背景には、平城宮式鬼瓦の製作者から南都七大寺式鬼瓦の製作者への情報の波及があったと考えられる。

3 大きさの調節方法の変遷

鬼瓦を異なる棟端の大きさに合わせる工夫は鬼面文鬼瓦の出現当初から存在した。平城宮式鬼瓦では一型式ごとに同じ文様もしくは同じ系統の文様の範を、大小二ないし三種類作るという方法を共通して採用している。この方法の存在そのものが、棟の種類や建物の規模に合わせて大きさの異なる鬼瓦を使い分けていたことを示している。もう一つが、同じ範で作る鬼瓦の大きさ自体を、棟の種類や建物の規模に合わせて調節するという方法である。鬼瓦の大きさ・外形・抉りの形態は範の製作段階で既に予定されているが、実際に範が規定する位置よりも上方または下方に抉りの位置を変えてしまうことで、鬼瓦の本体長を調節することができる。しかし、本体長をどの程度調節するのかについては、抉り部分を鬼瓦本体から切り取る段階、つまりは焼成以前の段階で決定されていなくてはならない。

南都七大寺Ⅱ式を除いて、平城宮式・南都七大寺式いずれの型式でも鬼瓦の大きさは調節されたが、その方法はかなり異なっていた。平城宮式鬼瓦は外縁を持つため、延長の場合は下方の抉り部分や脚部下端の無文部分を切り残す方法が、短縮の場合は抉りを規定よりも上方に移す方法、つまり、鬼面の口や鼻下まで抉りを入れることによつて文様部分をも縮める方法が採られた。一方、南都七大寺式鬼瓦では基本的に外縁や平坦部を切り残す程度によつて大きさを調節した。つまり、南都七大寺式鬼瓦では鬼面・巻毛・珠文帯からなる文様部分が最小のパターンとなるように設計され、それよりも小さく短縮されることはなかった。鬼瓦の大きさの調節を外縁や平坦部といった周辺部分で集約して行うという方法の考案は、文様部分を欠損せずにより自由な大きさを得られる点で技術の改良といえよう。

4 技術改良の背景

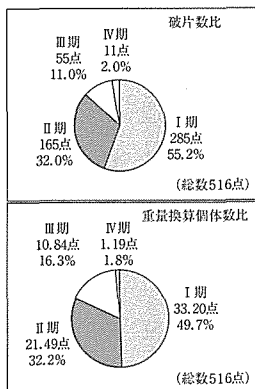
これまで奈良時代の鬼面文鬼瓦について、第Ⅱ期と第Ⅲ期を画期として、様々な棟の種類や棟端の大きさに鬼瓦を適応

させる技術に、段階的に改良が加えられてきた経緯を述べてきた。特に、第Ⅱ期は鬼瓦を据えるために必要な技術にとつて大きな画期であった。第Ⅱ期前半には聖武天皇の即位に向けて宮内の新造・改造が強く推進され、藤原武智麻呂を中心に造営組織が新都の造営体制並みに拡充・重層化され、「特別な造営体制」がとられていたこと、聖武天皇即位後も新たに置かれた造営官司のもと引き続き大規模な造営事業が行われていたこと、が指摘されている（岩本一九六三、今泉一九八三）。第Ⅱ期に決りの形態や文様などのバリエーションが出現し、その使い分けがなされること、範構造が変化することは造営組織の重層化に対応する動きである。そうした第Ⅱ期以降の鬼瓦のあり方は、鬼瓦製作における焼成以前の段階に、棟端の大きさについてはもちろん、どの地区のどのような格の建物に使用するのか、どの棟端に据えるのかといった細かい建物仕様に関する情報や指示が、造瓦工房に伝えられていたことを示している。同時に、造瓦工房自体もそうした情報・指示を受け、かつそれに応えられるだけの成熟した機構として整備されていたことを示す。軒瓦についても、第Ⅰ期は藤原宮式系統が主流であったのに対して、第Ⅱ期は平城宮独自の文様が発達し、瓦当文様も多様化する。その結果、平城宮で製作・使用された軒瓦の型式は奈良時代を通じて第Ⅱ期が最も多い（『奈文研一九七五』）。この状況は鬼瓦と基本的に同様であり、ともにこうした造営組織の重層化の結果と考えられる。

さて、ここで決りに注目すると、平城宮式鬼瓦の決りには三つの形態があったが、決りの三形態が併存するのは第Ⅱ期のみであった。第Ⅲ期以降は縦長半円形の決りを持つ大型の鬼瓦は作られなくなる。それでは、Ⅲ期以降はⅡ期に縦長半円形の決りが使用された平城宮中樞部での造営・改修が行われなかったのだろうか。あるいはまた、大型の鬼瓦を必要としないほどに、Ⅲ期以降の造営は小規模なものであったのだろうか。第Ⅲ期は恭仁宮・紫香楽宮・難波宮への遷都を終えて平城宮に還都した時期であり、大規模な造営工事が行われたと想定できる。第Ⅳ期は「大宮改修」「平城宮改作」「東院玉殿」竣工の記事から、中樞部にまで及ぶ規模の造営や改修が進められたと推定されている。しかしながら、毛利光編年にしたがった各型式の出土数比（表4・第15図）は、そうした状況と全く矛盾するようにみえる。第Ⅰ期が創建段階であ

表4 平城宮出土平城宮式鬼瓦型式別出土数

型式	破片数 (点)	破片比 (%)	破片総重量 (kg)	完形重量 (kg)	重量換算個 体数(点)	重量換算個 体数比(%)
I A	204	39.6	253.61	10.75	23.60	35.3
I B ₁	81	15.7	85.42	8.90	9.60	14.4
II A ₁	47	9.1	42.47	13.78	3.08	4.6
II B ₁	41	7.9	37.53	4.10	1.88	2.8
II A ₂	15	2.9	23.87	12.70	9.15	13.7
IV A	45	8.7	81.81	21.55	3.80	5.7
IV B	17	3.3	40.10	11.20	3.58	5.4
III A	38	7.4	61.53	9.50	6.48	9.7
V A	10	1.9	11.79	8.50	1.39	2.1
V B	7	1.4	12.55	4.23	2.97	4.5
VI A	5	1.0	9.30	(18.0)	0.52	0.8
VI B	6	1.2	4.00	(6.0)	0.67	1.0
計	516	100.0	663.98		66.72	100.0



第15図 毛光編年による平城宮式鬼瓦の時期別出土数比

〈 〉は復原値

るためにその時期に属する鬼瓦の個体数が多いというのは納得できるが、その後の第II期、第III期、第IV期、出土数が少ないため割愛した第V期の出土数比が、時期が下るにつれて激減していく状況は文献の記事と矛盾し、これまでの時間的認識では理解できない。一方、軒瓦では第IV期はやや型式数が少ないものの、第III期は平城宮特有の文様を持つ軒瓦が多種類作られる状況が指摘されており〔奈文研一九七五〕、鬼瓦と様相を異にする。

これは鬼瓦と軒瓦の編年について大きな差異があることに由来する。軒瓦は一つの屋根に葺く数が鬼瓦と比べて格段に多く、一つの範で製作される数も同様に多い。つまり、かなり速いペースで範が新調されたり、老朽化した範が彫り直されたりするため、製作開始年代と製作終了年代との時間幅は短い。したがって、軒瓦は年代決定に有効とされてきた。一方、鬼瓦は一つの範によって製作される数が軒瓦と比べてはるかに少なく、範の新調や彫り直しの必要性はより少なかったと考えられる。それを踏まえると、従前の毛光編年は鬼瓦の出現時期すなわち製作開始年代を示すものであって、鬼瓦が使用されていた期間を示すものではない。つまり、平城宮I式であれば、製作が開始された第I期以降も引き続き製作は続けられたと考えべきである。平城宮式の中でも後の段階に編年されるものほど、出土比率つまり製作数が少なく、早い段階の鬼瓦と大きな差を生んだことは鬼瓦の製作期間の差に起因すると考えられる。古い型式の鬼瓦ほど

外縁の断面形態や厚さなど、製作者や製作年代の違いを反映しやすい要素において一型式の中で大きなばらつきがあったことも、鬼瓦の製作期間の長さを傍証している^⑩。

以上を踏まえると、つまり、半円形の抉りのみを持ち、延長・短縮の不可能な第Ⅰ期の鬼瓦を補うために第Ⅱ期の鬼瓦の範が作られ、第Ⅲ期以降も第Ⅰ期・第Ⅱ期の鬼瓦を補完する形で新たな範による鬼瓦が製作されていたとみることが出来る。なお、第Ⅲ期に製作が開始された鬼瓦が第Ⅱ期以前のものとは異なるプローションを持つことは、檜皮葺建物の大棟である葺棟や葺斗棟専用の鬼瓦の必要性が生じ、それに対応するための製品であると理解している。これに関して稿を改めて論じたい。

南都七大寺式鬼瓦は、造東大寺司のもとで各寺院に所属する工房が製作するという点で、造宮省などの造営官司が一貫して製作する平城宮式鬼瓦とは異なる製作環境にあった。鬼瓦自体もその鬼面文や固定方法、抉りの形態及び大きさの調節方法といった属性は平城宮式と一線を画す。しかし、東大寺造営時に出現した南都七大寺式鬼瓦の抉りの形態や大きさの調節方法は、第Ⅱ期に平城宮式において考案された技法を踏まえ、さらに効率的なものを目指した改良の結果と捉えられる。技術改良という点で、その出現をもってⅢ期に一つの画期を設定することができよう。また、範づくりの南都七大寺式鬼瓦が自由に大きさを調節して製作されていた状況は、建物規模や棟の種類・規模に応じた細かい指示に対応していた第Ⅱ期の平城宮式鬼瓦の状況と同様であった。

一方、平城宮式鬼瓦で生み出された「延長・短縮」の発想がⅡ式以外の南都七大寺式鬼瓦に受け継がれていること、抉りの規定方法において、南都七大寺式鬼瓦の初現型式では南都七大寺式独自の凸型Bが開発されながらも、Ⅰ式の後に製作が開始される各型式は平城宮式鬼瓦が採用していた凸型Aを採用することなどからは、平城宮式鬼瓦と南都七大寺式鬼瓦の製作者間、また南都七大寺の各寺院での製作者間において、鬼瓦と棟積みに関しての情報や、鬼瓦の製作技術に関する最新の情報がやりとりされていたことが想定できる。八世紀になると官寺級の寺院の軒瓦の文様は、律令国家の統制

が行き届いた結果、中央官衙系瓦屋の影響を強く受けたものが主流に至ることは既に指摘されている〔上原一九八〇〕。八世紀前半段階の南都七大寺には平城宮式鬼瓦が搬入されていたが、八世紀中頃になると平城宮とは別系統の工人集団が組織され、寺院独自の鬼瓦として南都七大寺式鬼瓦の製作を始める。その結果、平城宮式鬼瓦搬入という直接的な情報の波及は途切れることとなるが、製作技術や建築技術、瓦葺技術に関わる情報は、その後も一貫して寺院の造営組織に伝えられていたのである。寺院の造営には、軒瓦と同様に律令国家の統制とそれに伴う中央官衙系の技術者集団の関与があり、軒瓦の文様だけではなく総体的に技術が波及していた状況をみてとることができる。

① 瓦葺屋根の基本的形態として、切妻造り・寄棟造り・入母屋造りがある。大棟・降棟・隅棟の三種の棟を持つ入母屋造り（第1図）、

三種の棟のうち隅棟がない切妻造り、降棟がない寄棟造りと、それぞれ鬼瓦を据える棟の数が異なる。瓦は再利用されるので、倒壊状態で瓦屋根が検出されない限り、鬼瓦の出土数をそのまま棟の数に当てはめて屋根構造を復原することはできない。

② 第二章註①参照

③ こうした比較検討の際には、瓦葺技術は基本的にその変化が緩やかなものであるという前提が必要である。野地の発生、二の鬼の発生、棧瓦葺の開始など瓦葺技術には古代から現代までいくつかの画期があった。もちろん、そうした大きな変化に注意を払う必要があるが、後述する古代の建築模型をみても前述の点以外に現在の本瓦葺とそれほど大きな差異はみ取れない。それを根拠に、奈良時代以降現在に至るまでの瓦葺技術も古代の瓦葺技術を復原する上で参考になるという立場をとる。それゆえ、中国・朝鮮・日本の古代瓦葺技術との関係が明らかにならない中国・朝鮮における現在の瓦葺技術は基本的に参考にしない。ただし、同時代資料である古代の絵画資料・明器など

の屋根表現については参考にした。

また、中国・朝鮮から伝わった日本古代の瓦葺技術は、当時の最新技術として位置付けられる。平城宮だけでなく、平城京内とその周辺の寺々の造営や修理には造東大寺司のような官営機構が工事に携わっており、瓦葺屋根の基本的構造、特に鬼瓦の使用に直接関わる棟構造は平城宮と南都七大寺とは大きな差はなかったと考えてよからう。

④ 現在行われる棟積みの際には、まず鬼瓦を立ててから駿斗瓦を積み、という方法が採られる。そうした工法が古代にも遡るといふ仮定にたつと、棟積みが行われる間、鬼瓦を安定して立てておく必要が生じ、より縦長半円形の決りの利点は増す。

⑤ 第三章註⑥で述べたように、平城宮第二次大極殿で本体長と脚部長を延長した平城宮Ⅳ式Aと延長をしない同式の鬼瓦の両者が出土している。この両者のうち、前者が縦長半円形の決り、後者が半円形の決りを持つことは、大きさだけでなく決りの形態によっても使い分けていたことを表しており、大きさの調節と決りの形態が相関する可能性も考えられる。

⑥ 檜皮葺職人の友井社寺・友井氏のご教示によると、檜皮では緩やか

な曲線しか作ることができないため、棟における二つの屋根面の角度も緩やかでなければならぬ。つまり、縦長半円形の挟り部分を楕円が塞ぐことは不可能ということになる。

⑦ 焼成後に大きく打ち欠くことで本体長を短縮する例が平城宮式鬼瓦の中にわずかにある。設計と仕様の間に齟齬が生じた結果と考えられるが、こうした中に鬼瓦の再利用によるものが含まれる可能性も考えられる。

⑧ 鬼瓦の出土数比はこれまで破片数が用いられてきた〔毛利光一九八〇〕。しかし、鬼瓦の大きさ・厚さは型式や個体ごとにはばらつきがあり、破片数比は誤差を含む。そのため、平均の厚さに補正した破片重量の総計を完形品一個体あたりの重量で割って得た重量換算個体数、

おわり

本稿では畿内、それも平城宮と南都七大寺という極めて限定された地域を中心に使用されていた鬼瓦を対象に、その挟りの形態・成形方法と大きさの調節方法に着目して、技術的変遷とそのもつ意味を明らかにした。すなわち、奈良時代に範で大量生産するようになった鬼瓦は、異なる種類や規模の棟に合わせて葺くために、その時代を通じて段階的に技術改良が行われたこと、造営組織の拡充が、異なる建物の格や規模、棟の種類などに関する細かな情報を造瓦工房に与えることにつながり、かつ造瓦工房がそれに応え得るものになっていったこと、さらに、平城宮式において考案された新技術が、系統を異にする南都七大寺式にも採用されたことから、両型式の製作者間において情報交換が存在したと考えられること、の諸点である。今後、このような畿内中核での様相をふまえることによって、さらに技術史的な観点からの中央と地方の関係や日本と朝鮮の技術交流などの検討も可能になるろう。

およびその比を今回使用した。ただ、出土の少ない型式の完形品重量は復原値によるため、誤差がある程度含むことは避けられなかったが、破片数比も併記して矛盾がないことを確認した。

⑨ 第四章註⑦で述べた眉部分を彫り直した南都七大寺Ⅳ式B₂のほか、平城宮Ⅱ式B₁においても眉部分の范を彫り直した例があるが、范傷が特に認められないことからすると、いずれも文様の変更のためであり、范が老朽化したためではないと判断する。

⑩ データに関しては紙幅の関係上、本稿では割愛する。

⑪ したがって、鬼瓦を年代決定に利用する場合、年代の下限を決めることは軒瓦に比べて困難であり、注意が必要である。

考古学では過去の建物について、平面形や配置といった遺構から直接的に読み取れるものに対して様々な分析や検討を加えることは多かったが、屋根構造や屋根景観といった現存しないものを遺物から合理的に復原し、それに考察を加えるという研究はほとんど行われなかった。したがって、屋根構造や屋根景観といった問題については建築史学者、時には瓦職人による成果に依拠してきた。本稿においても、建築史学の成果を参考にしたり、鬼瓦職人や檜皮葺職人に御教示頂いた知識を援用したりした部分は多い。しかしながら、残された「モノ」を扱う考古学の特長を生かした検討によつてこそ得られる新知見もあり得るだろう。そうして得られた考古学の成果を、建築史学の成果や瓦職人の論理と総合することによつて、古代の建築技術に関する技術史的側面を、ひいては古代社会の一側面を新たな視点から明らかにできる可能性がある。本稿がそうした可能性に向けた考古学からの一つの新たなアプローチとなり得ることを願う。

本稿は一九九七年度に卒業論文として大阪大学文学部に提出したものに加筆・修正を施したものです。本稿をまとめるにあたって、卒業論文作成時には大阪大学文学部の都出比呂志教授・福永伸哉助教授に、修正作業時には京都大学大学院文学研究科の上原真人教授に懇切な御指導を賜りました。また、奈文研・毛利光俊彦氏、同・清野孝之氏、京都市埋蔵文化財調査センター・堀大輔氏、瓦宇工業所・小林章男氏、山本瓦工

業・山本清一氏、友井社寺・友井氏の各氏にも御教示いただきました。資料調査では、唐招提寺、東大寺、東野治之氏、奈良市埋蔵文化財調査センター、奈文研平城宮跡発掘調査部考古第三調査室、前園実知雄氏の各位に御世話になりました。京都大学考古学研究室・京都大学埋蔵文化財研究センターのみなさまには常々御助言・御援助いただいております。末尾になりましたが、心より感謝申し上げます。

引用文献・参考文献

研究室報「四 井内古文化研究室

- 井内 功 一九六九 「古代棟端飾瓦の固定方法」『井内古文化研究室報』二 井内古文化研究所
- 井内 潔 一九六八 「新羅棟端飾瓦の展望」『鬼面紋瓦の研究』井内古文化研究室編
- 井内 潔 一九七〇 「複数進華紋棟端飾瓦について」『井内古文化

- 石田茂作 一九六八 「日本の鬼瓦について」『鬼面紋瓦の研究』井内古文化研究室編
- 石松好雄 一九九四 「瓦・埴の范形彫直しについて」『研究論集十九』九州歴史資料館
- 稲垣晋也編 一九七一 「鬼瓦」『古代の瓦』（日本の美術十一 No.6

- 六） 至文堂
- 稲垣晋也編 一九九〇 『鬼瓦―飛鳥・白鳳の古瓦』 奈良国立博物館
- 井上新太郎 一九七四 『本瓦葺の技術』 彰国社
- 今泉隆雄 一九八三 『八世紀造営官司考』『文化財論叢1』（奈良国立文化財研究所三十周年記念論集） 同朋社
- 岩本次郎 一九六三 『平城宮の造営経過について―特に官司機構を中心として』『大和文化研究』八・一 大和文化研究会
- 上原真人 一九八六 『8 仏教』『岩波講座日本考古学4 集落と祭祀』 岩波書店
- 近江昌司 一九六四 『獸身文鬼板通考』『大和文化研究九・一・九一六』 大和文化研究会
- 近江昌司 一九六七 『伯耆国駄経寺址出土鬼板の源流―新羅時代に於ける一類の鬼板―』『朝鮮学報』第四三三輯
- 小川白楊 一九三三 『古瓦譜』
- 木村捷三郎 一九四一 『本邦に於ける埴瓦の研究 附所謂鬼板の始現について』『仏教考古学論叢』考古学評論第三輯 東京考古学会
- 小杉一雄 一九三八 『鬼瓦考』『夢殿第十八冊 総合古瓦研究』東京考古学会
- 小林章男 一九八一 『鬼瓦』 大蔵経済出版
- 菅原遺跡調査委員会 一九八三 『菅原遺跡の小型瓦』『古代研究25』
- 関根龍雄 一九三九 『本邦上代の鬼瓦について』『考古学雑誌』第二十九卷第五号 日本考古学会
- 坪井利弘 一九七六 『日本の瓦屋根』理工学社
- 坪井利弘 一九八一 『古建築の瓦屋根―伝統の美と技術1』理工学社
- 帝室博物館 一九三七 『天平地寶』
- 天理参考館（天理大学附属天理参考館） 一九九〇 『天理ギャラリー―第八七回展 古代の鬼瓦―日本と朝鮮半島』天理ギャラリー
- 中井 公 一九九七 『大安寺式』軒瓦の年代』『堅田直先生古稀記念論文集』 堅田直先生古稀記念論文集刊行委員会
- 奈良県文化財保存事務所編 一九八四 『重要文化財東大寺二月堂仏納屋修理工事報告書』奈良県教育委員会
- 奈良博（奈良国立博物館）編 一九九三 『奈良国立博物館蔵品図版目録』考古篇仏教考古
- 奈文研（奈良国立文化財研究所） 一九七五 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2 解説』
- 奈文研 一九七五 『平城宮発掘調査報告Ⅵ 平城京左京一条三坊の調査』（奈良国立文化財研究所学報第二三冊）
- 奈文研 一九九三 『iv 鬼瓦』『平城宮発掘調査報告XⅣ』（奈良国立文化財研究所創立四十周年記念学報第五一冊）
- 奈文研・奈良県教育委員会 一九九〇 『鬼瓦』『西隆寺発掘調査報告』西大寺
- 榎考研（榎原考古学研究所） 一九九〇 『鬼瓦』 『唐招提寺防災施設工事・発掘調査報告』 唐招提寺
- 前田清彦 二〇〇〇 『東海地方の古代の鬼瓦とその系譜』『三河考古』第十三号 三河考古学談話会編

毛利光俊彦 一九八〇 「日本古代の鬼面文鬼瓦―八世紀を中心として

―」『研究論集』VI（奈良国立文化財研究所学報第三八冊） 奈良国立文化財研究所

藪中五百樹 一九九七

「興福寺式軒丸瓦と鬼瓦製作技法の研究」『立命館大学考古学論集』I 立命館大学考古学論集刊行会

山本忠尚 一九七九

「舌出し獸面考」『研究論集V』（奈良国立文化財研究所学報第三五冊） 奈良国立文化財研究所

山本忠尚 一九八四

「大安寺の屋瓦」『大安寺史・史料』 大安寺

山本忠尚 一九九五

「瓦と連珠円紋」『文化財論叢II』（奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集） 同朋社

山本忠尚 一九九八

「鬼瓦」（日本の美術十二 No. 三九二） 至文堂

図版出典

第1図〔坪井一九七六〕写真81を写真トレース

第3図〔坪井一九七六〕図141を改変

第12図1〔帝室博物館一九三七〕図版110の40を写真トレース

第12図3〔帝室博物館一九三七〕図版109の34を写真トレース

第12図6〔帝室博物館一九三七〕図版101の36を写真トレース

第12図7〔山本一九九八〕第13図を写真トレース

第12図9〔奈文研一九八七〕Fig.70をトレース

第12図10〔奈文研一九七五〕PL.54をトレース

第12図11〔奈良博一九九三〕① 鬼瓦 2を写真トレース

第12図12〔天理参考館一九九〇〕35を写真トレース

第12図13〔天理参考館一九九〇〕36を写真トレース

第12図14〔小川一九二二〕第17図を写真トレース

その他の図版は筆者が作成した実測図または筆者が撮影した写真のトレースによる

Demon-faced Ridge-end Tiles of the Nara Period

by

IWATO Akiko

In the Nara period, two groups of Demon-faced ridge-end tiles usually called *oni-gawara* 鬼瓦, *Heijokyu* 平城宮 Palace style and *Nantositidaiji* 南都七大寺 seven great temples style, were used in and around the capital. They were the first ridge-end tiles mass produced by molding.

Until now, the design has been a popular subject in the study of ridge-end tiles. But, the ridge-end tiles have been studied less than eave tiles, flat tiles, or round tiles. Therefore, focusing upon the functional side of these tiles, which is roofing, might provide a new and intriguing standpoint study.

Investigating varieties and changes of functional features will reveal the developmental process in Nara period tile molding. Such functional features are the shape, the formation of the hole gouged out at the base, and the ways of size adjustment for the various kinds or sizes of ridges. The expansion of constructors' organizations can be one reason for its development. It is also presumable that the artisans engaged in manufacturing the ridge-eng tiles of *Heijokyu* Palace and the artisans engaged in manufacturing the ride-end tiles of *Nantositidaiji* temples somehow interacted, exchanging information about the latest techniques.

The Accession of Vespasian and the East

by

KUWAYAMA Tadafumi

The uniqueness of Vespasian is seen in the fact that he was the only emperor rising from the East in the first and second centuries. From this point of view, this paper examines the organization of the Flavian party in the East at the time of his accession.